

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央公民館

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立公民館条例 第6条		
例規番号	昭和49年条例第28号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条、第7条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公益を害し、著しく風俗を乱すおそれのあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があると館長が認めたとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央公民館

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市立公民館条例 第10条第1項ただし書		
例規番号	昭和49年条例第28号		
<b>【基準】</b> 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 法第20条以外の目的のために公民館を使用する場合は、別表第2に規定する使用料を徴収する。ただし、館長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。 2 既に納付した使用料は、これを還付しない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは、これを還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央公民館

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	東大和市立公民館条例 第10条第2項ただし書		
例規番号	昭和49年条例第28号		
<b>【基準】</b> 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 法第20条以外の目的のために公民館を使用する場合は、別表第2に規定する使用料を徴収する。ただし、館長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。 2 既に納付した使用料は、これを還付しない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは、これを還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日